

保護者の皆様へ

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています（別紙参照）。り患した生徒の休養と体力の回復、学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は出席停止となり登校できません（出席停止期間は欠席扱いにはなりません）。

これらの感染症の疑いがある場合、速やかに学校に連絡してください。医療機関を受診した後、診断結果につきましても連絡をお願いします。

他へ感染させるおそれなくなり、医師から登校が許可された際には、以下の「学校感染症治癒届」を担当へご提出ください。

※病気の状況により、医療機関に確認の電話をすることや証明書を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

学校感染症治癒届

東京都立美原高等学校宛

____年____組____番 生徒氏名_____

下記の感染症について令和____年____月____日に医師の診断を受けました。

このため____月____日から____月____日まで療養していましたが、

医師から登校許可が下りましたので、登校を開始いたします。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

医療機関の電話番号：_____

令和____年____月____日

保護者名_____印